

穴水町立地適正化計画
都市機能誘導区域におけるガイドライン

都市機能誘導区域外における事前届出

【届出の目的】

届出制度は、町が都市機能誘導区域外で誘導施設を対象に整備に関する動向を把握するための制度です。

【届出の対象となる行為】

本計画で定める都市機能誘導区域の外において以下の行為を行おうとする場合は、都市再生特別措置法都市再生特別措置法108条第1項)に基づき、工事着工の30日前までに町への事前の届出が必要です。

また、届出後に計画を変更する場合は、変更届出書を提出が必要となります。

なお、都市機能誘導区域内における誘導施設を休止、もしくは廃止する場合にも、施設の休廃止の30日前までに町への事前の届出が必要です。

○開発行為の場合

- ・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

○建築等行為の場合

- ・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ・建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

【届出に対する町の対応】

届出を受理したことをもって、届出に対する手続きは完了とするが、届出者に対し、指導・助言または勧告を行う場合があります。

【届出を要しない軽易な行為】

都市再生特別措置法施行令第35条の規定により、穴水町立地適正化計画で設定された誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為、誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為については、同法第108条第1項に規定する届出を要しない場合があります。

【届出の時期】

開発行為等（建築行為を含む）に着手する30日前までに届出を行うこととなります。（都市再生特別措置法第108条1項）なお、開発許可申請及び建築確認申請等に先行して届出することが望ましいとされています。

【届出書類の作成】

届出は以下の区分により、定められた届出書に添付図書を添えて行います。

また、各届出の提出部数については、以下のとおりとなります。

○開発行為の場合

・届出書（様式4）

・添付図面

- ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1,000分の1程度）（位置図）
- ② 設計図（縮尺100分の1程度）（土地利用計画図）
- ③ その他参考となる事項を記載した図書（付近見取図、計画敷地求積図）

・提出部数 正本1部

○建築行為の場合

・届出書（様式5）

・添付図面

- ① 敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺100分の1程度）（配置図）
- ② 建築物の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺50分の1程度）
- ③ その他参考となる事項を記載した図書（付近見取図、計画敷地求積図）

・提出部数 正本1部

○上記の2つの届出内容を変更する場合

・届出書（様式6）

・添付図書（上記それぞれの場合と同様の図書）

・提出部数 正本1部

○誘導施設の休止、もしくは廃止しようとする場合

- ・届出書（様式7）
- ・当該誘導施設及び周辺の公共施設を表示する図面 縮尺 1,000 分の 1 程度（配置図）
- ・その他参考となる事項を記載した図書（付近見取図）

問い合わせ先

穴水町役場 地域整備課 都市計画係・建築住宅係

電話:0768-52-3660 FAX:0768-52-0395